(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県多気郡多気町仁田字赤坂六三七番一から同町仁田字赤坂六三九番一六まで	前	一二・五〇～一二・五〇	一四・五〇メートル	
	後	一八・〇〇～一八・〇〇	〇〇・〇三九キロメートル	
三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字鳥鼻二番八から同町海山区上里字鳥鼻内九八三番一まで	前	一八・〇〇～一八・〇〇	四一・〇〇	
	後	四九・〇〇～四九・〇〇	〇〇・二六〇	
三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷一九六〇番四から同町成川字渡シノ上八二〇番二まで	前	B	七・〇九～一二・〇〇～八・〇〇～一二・〇〇～	二五・〇〇 四・五六五 四・二七〇 四・五六五 四・二七〇
	後	A		
		B		

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四百七十二号志太広域都市計画道路事業三・三・一号志太東幹線

三　事業施行期間　自平成六年十二月二十六日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　静岡県焼津市大字利右衛門字六軒屋及び字天王並びに大字飯渕字中区地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千六百五十三号志太広域都市計画道路事業三・五・三十八号岡部中央幹線

三　事業施行期間　自平成九年九月三日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　静岡県藤枝市岡部町大字岡部字宮前及び字額張並びに大字内谷字河原田、字足中免、字八反田及び字新町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道三五番から同町諏訪間六七字奥垣内ケ谷二番一まで	前	一〇・七〇～二二・二五	六七・二六メートル	
	後	一八・六〇～一八・六〇	一・八九七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都市伏見区深草泓ノ壺町一四番四から同市伏見区深草泓ノ壺町一五番三まで	前	一八・六〇～一八・六〇	二四・〇〇メートル	
	後		〇〇・〇四六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十八号南部大阪都市計画都市高速鉄道事業第二百二十五―一号南海電気鉄道南海本線及び第二百二十五―二号南海電気鉄道高師浜線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十三号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―三号高石南海東側一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平